

ES環境改善助成プロジェクト

2026年度助成プロジェクト 募集要項

目次

1.重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.助成プロジェクトの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.交付申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.申請から助成金支払いまでの流れ・・・・・・・・・・	8
5.支給申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6.本プロジェクト助成事業者の義務・・・・・・・・・・	11
7.その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1.	「重要説明事項」（交付申請にあたっての注意点）
----	-------------------------

ES環境改善助成プロジェクト（以下「本プロジェクト」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本プロジェクトは一般社団法人日本みらい推進機構（以下「当法人」）が設立した助成制度となり一般企業が行う民間助成金です。

国や自治体を財源とする助成金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、助成金が交付されます。

2. 本助成金の交付を受けようとする助成金の対象事業者（以下「助成対象事業者」）は、導入前に電子申請又は郵送による申請を行ってください。

審査の結果、採択が決定されると「交付決定通知書」が送付され助成金の交付対象としての実施が正式に認められます。

また、支出行為は、銀行振り込み・クレジットカード決済・ビジネスクレジット（信販）にてご対応できます。

3. 交付決定を受けても、定められた期日までに支給申請書等の提出がないと、助成金は受け取れません。

交付申請後、本プロジェクトを開始していただきます。完了後は取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容の分かる関係書類等を、定められた期日までに当法人に提出しなければなりません。なお、追加で当法人から提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が当法人で確認できなかった場合には、交付決定通知書を受領していても、助成金を受け取れなくなります。

4. 本プロジェクトには助成金支給の条件がございます。

当法人では本プロジェクトにて各助成対象企業の導入経緯、導入目的から設備導入後の効果実績を調査し、今後の省エネによる環境改善に役立てる為の調査をおこなっております。交付申請には本プロジェクトについて内容をご理解頂き、導入完了後の実績報告をご共有いただける企業とさせていただきます。

個人情報取り扱いと使用目的

・当法人に提出された交付申請者（以下、「申請者」）の個人情報については、当法人で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

- ① 本プロジェクトの適正な執行のために必要な連絡
- ② 状況を把握するための調査（事業終了後の効果実績調査を含む）
- ③ 導入後効果実績の把握
- ④ その他本プロジェクトの遂行に必要な活動

・また、当法人は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

- ① 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- ③ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当法人所定の方法に基づき対応致します。

具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階

担当：ES環境改善助成プロジェクト事務局

電話番号：03-4500-5376

E メールアドレス：nihon.mirai.suishinkiko@gmail.com

本プロジェクトの目的

ES環境改善助成プロジェクトとは、当法人が対象期間において、事業所や施設等の省エネおよび環境改善を目的として、省エネ設備を設置・導入する法人または個人事業主を対象とした助成プロジェクトです。

対象となる法人または個人事業主には、設備の設置・導入の経緯や目的、設置・導入後の運用状況および効果等について実績報告をいただき、その調査結果を収集・共有することで、省エネ設備の設置・導入によるエネルギー使用の効率化や事業環境の改善効果を検証します。

これらの取り組みを通じて、省エネや環境改善に資する設備の設置・導入促進ならびに対象設備を取り扱う事業者の普及につなげることを目的として、省エネ設備の設置・導入に要する対象経費の一部を助成支援として公募いたします。

申請スケジュール

申請期間：令和8年9月1日～令和9年2月28日

助成対象期間：令和8年9月1日～令和10年2月28日

助成対象期間【助成対象となる実施、支払い等を行う期間】1年間

助成プロジェクト対象企業

条件：従業員100人以下の法人又は個人事業主※法人の場合資本金5千万円未満

助成プロジェクト助成率

助成対象となる経費のうち、助成額として交付される金額の割合

助成率：助成対象と認められる経費の1/10以内(千円未満切り捨て)

助成プロジェクトに対する限度額

助成金として交付される最大額

最大助成額 100 万円

※上限以上の経費を利用される場合でも最大助成額は 100 万円になります。

助成プロジェクトに対する経費

省エネを目的とした対象となる設備に係る支出のうち助成プロジェクトの対象となる経費

(1) 普通枠：対象設備

- 一 各認定事業者より規定を満たした設備とする。
- 二 未使用品であること。

3.

交付申請について

交付申請について

本プロジェクトによる対象設備設置、導入を行う際は認定事業者での実施に限ります。

認定事業者とは

本プロジェクトにおける認定事業者とは、省エネおよび環境改善を目的とした対象設備の販売・施工実績を有し、中小企業・小規模事業者等と連携して事業を推進する事業者です。

対象企業の要望や目的を踏まえ、設備の提案、施工、各種相談対応を行うほか、交付申請や実績報告など、当法人へ提出する各種申請・手続きをサポートします。

※認定事業者は当法人にて認定された企業のみとなっており、認定外の企業での申請は対象外となります。

審査基準について

ES環境改善助成プロジェクトの審査基準は以下の通りとします。

- ・当法人の本プロジェクトについてご理解頂き、実施後の助成金調査レポートに協力いただける方であること。
- ・事前申込書と見積り内容が合致していること。

注意事項

(1)本プロジェクトには審査があり、不採択になる場合があります。また、本プロジェクト遂行の際には自己負担が必要となり、助成金は後払いです。

(2) 導入後経過調査への協力

当法人は、対象設備の設置、導入状況や稼働状況について、助成プロジェクト交付決定の後、指定項目のレポート提出をお願いしております。

(3) 当法人が求める情報の提供に関する協力

申請企業は、当法人が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当法人の指定する期日までに当法人に対して提供することに同意した上で、本プロジェクトの交付申請を行うものとします。なお申請企業は、認定事業者を通じて、当該資料及び情報等を当法人に提供させることができるものとします。

※申請後の進展、進捗等のご連絡はお控えください。当法人より順次ご連絡いたします。

申請者

ES環境改善助成プロジェクトに係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

交付申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

- ・ 認定事業者よりフォーム及び見積書、事前申込書、導入計画書を送付します。申請フォームの内容に沿って記入及び書類のアップロードをしてください。
- ・ 見積書、事前申込書、導入計画書の提出が必須となります。見積書は数量、単価、内訳内容まで記載したものをご提出してください。

(2) 郵送申請

- ・ 認定事業者より見積書、事前申込書、導入計画書を送付します。各書類の内容に沿って記入し、各書類のコピーをすべて同封し、下記宛先まで郵送してください。
- ・ 見積書、事前申込書、導入計画書の提出が必須となります。見積書は数量、単価、内訳内容まで記載したものをご提出してください。

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階

担当：ES環境改善助成プロジェクト事務局

電話番号：03-4500-5376

- ・ 申請手続き後、当法人で審査の上採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。
交付決定対象者には交付決定通知書を合わせてお送りいたします。
※不採択となった者にも申請方法に沿って電子メールにてご報告いたします。
※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。
- ・ 交付決定となった対象者は支給申請をお願いします。（P.10-支給申請/実績報告に関する提出書類 参照）

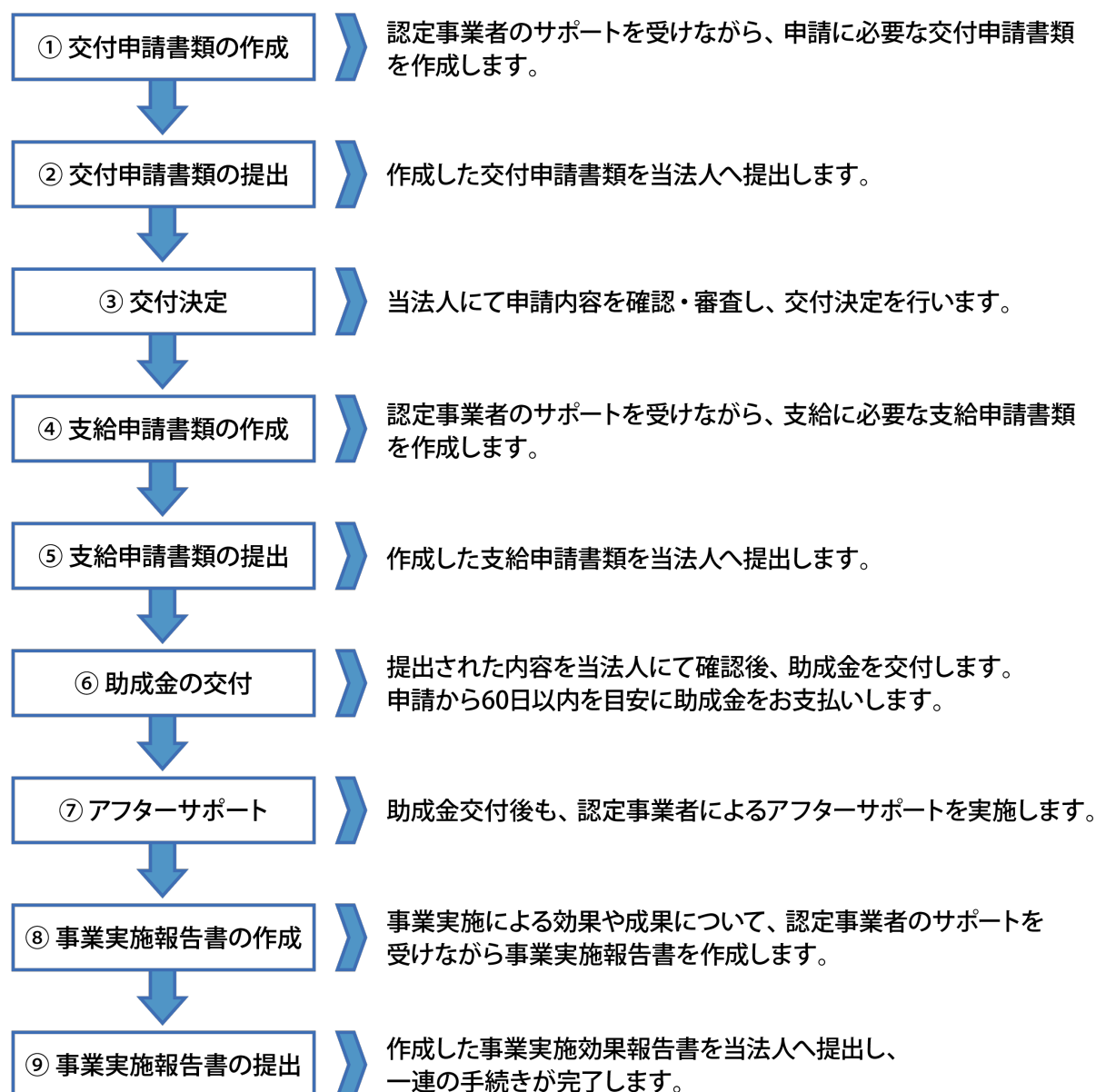
4. 申請から助成金支払いまでの流れ

本プロジェクトの実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って助成金レポートの送付及び実施を完了ください。プロジェクト対象期間は翌月1日から起算して1年を経過するまでの期間（本プロジェクトでは、令和10年2月28日）とします。

（例）令和8年9月下旬に決定の場合

（助成対象期間は令和8年10月～令和9年10月末日）

本プロジェクトをご利用いただく際は、まず認定事業者へ「ES環境改善助成プロジェクト」に関するお問い合わせをいただきます。その後、認定事業者のサポートのもと、交付申請から実績報告、助成金の交付、事業実施後の効果報告まで進めていただきます。



助成金対応期間：2026年9月1日～2028年2月28日

※助成対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1年間

又、対象企業への支給日に関して原則実施後約3カ月程度にて当法人より支給するものとします。

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

助成対象経費

本プロジェクトでの助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は以下のものとします。

○主に対象となる経費

省エネを目的とした対象となる設備

- ・機器費（設備機器の購入等に要する費用）（消費税除く。）

例）省エネ対象業務用エアコン

- ・工事費（各設備の設置工事にかかる費用）（消費税除く。）
- ・付帯設備（各付帯設備にかかる費用）（消費税除く。）
- ・その他設置、導入にかかる費用

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請企業または申請者の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、交付決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。

内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。

また、申請書類は当法人に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから審査します（申請書類の到着順ではありません。）受付期間中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

ご提出いただいても受付できないことがありますので、ご提出の際には、不備・不足の無いよう十分お気をつけください。

経費の支払いに関する注意事項

経費の支払いは、助成対象の申請者名義の金融機関の口座からの振込払いが原則です。

その他、支払いに関する主な注意点は以下のとおりです。

- (1) 本プロジェクト申請者名義の金融機関の口座から直接振り込んでいない場合は助成対象外です。
- (2) クレジットカードによる支払いの場合は、申請者名義のクレジットカードに限り助成対象となります。
- (3) ビジネスクレジット(信販会社)を使用される際は、申請企業本人にてご契約ください。
- (4) 助成対象経費支払いとその他の取引は、混合して行わないでください。
- (5) 他の取引と相殺して支払った経費は、助成対象外です。

支給申請/実績報告に関する提出書類

- ・支給申請には、助成プロジェクト実績報告書・口座コピー・領収書の写し・納品写真が必須となります。

※契約・支払い確認に係る書類の宛先は、申請企業名義である必要があります。

支給申請時、経費の支払確認に必要な書類一覧を電子メール添付又は郵送にてご提出いただきます。

郵送提出の場合は、当法人に事前にご連絡の上すべて写し（コピー）をご送付ください。

助成プロジェクト実績報告書

- ・認定事業者より助成プロジェクト実績報告書が送付されます。

助成プロジェクト実績報告書内の項目を確認後不備・不足の無いよう記入ください。

領収書

・宛先（助成対象企業名）、発行日、領収内容、単価、数量、領収金額がわかるもの・発行元（支払先）の押印を省略し、記名又は自署に替えることも可能です。押印を省略する場合は、書類の発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、確認の連絡をさせていただく場合があります。

支払い証明と支払い条件現金振込

- ・支払先発行の領収書

※領収書には、宛先（助成対象企業名）

- ・領収日、領収金額、領収の内訳、発行社名・発行者印・所在地・電話番号があること

クレジットカード

- ・代表者個人又は法人カードであること
- ・助成対象期間内に決済が完了していること
- ・クレジットカード明細及び領収書の提出

※領収書には、宛先（助成対象企業名）

- ・本プロジェクト対象経費が30万円以上の支払いで、振込により支払いが困難な場合

ビジネスクレジット（信販会社）

- ・法人代表者又は個人事業主本人による契約であること
- ・契約書類控えの写し、引き落とし開始がわかる書類（通帳、信販会社の通知書等）
- ・本プロジェクト対象経費が30万円以上の支払いで、振込による支払いが困難な場合

6.

本プロジェクト助成事業者の義務

本プロジェクトの採択となった助成対象企業は、以下の条件を守らなければなりません。また、公募要領に記載の「重要説明事項」(P.3)について、十分にご留意ください。

交付決定

○本プロジェクト採択となった申請企業は、助成プロジェクトの交付に係る必要な手続きを行わなければなりません。

○採択となっても、交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、当法人の指示に従って申請書類の訂正・再提出してください。(交付決定を受けても実績報告時に要件を満たしていないと認められる場合には、交付決定後であっても、助成金の交付は行いません。また、対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて助成対象経費を算出するよう当法人から連絡を受けます。)

① 経費の配分変更

交付決定を受けた後、助成対象の経費の配分や内容を変更しようとする場合、又は本プロジェクトを中止(一時中断)、廃止(実施取りやめ)する場合は、事前に承認を得なければなりません。

② 助成金の交付

本プロジェクトで助成対象を完了後に支給申請書を提出しなければなりません。設備導入内容の審査と経費内容の確認(見積書、領収書)等により交付すべき助成金の額を確定した後、清算払いとなります。(本プロジェクトでは概算払いは一切認められません)。

③ プロジェクト実施効果報告

本プロジェクトは、対象設備の設置完了後、当法人にて実施効果の調査を行います。対象設備導入後の電気使用量や運用状況、省エネ効果、事業環境の変化等について、報告にご協力いただきます。

原則として、プロジェクト終了後の助成金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、助成対象外となる場合があります。また、プロジェクト終了後に、当法人または関係機関の検査員等による実地調査を実施することがあります。当該検査の結果、プロジェクトの趣旨に反する事項や不適切な申請等が認められた場合には、助成金の返還等を求める場合があります。

暴力団等排除に関する事項

助成対象事業者は、助成金の申請をするに当たって、またプロジェクトの実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.助成対象事業者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律 第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
- 2.助成対象事業者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
- 3.助成対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- 4.助成対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年9月1日から施行し、施行前に生じた事項にも適用する。

一般社団法人 日本みらい推進機構

TEL. 03-4500-5376

(受付時間 平日 10時～18時まで)